［項を削る。］

（登記情報管理室及び登記情報センター室）

第七条　総務課に、登記情報管理室及び登記情報センター室を置く。

［2～5　略］

［項を削る。］

（警備対策室及び企画官）

第十条　成人矯正課に、警備対策室及び企画官三人を置く。

2　警備対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に収容中の者（次号において「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。

二　刑務所等被収容者の移送に関すること。

三　矯正の事務に従事する職員（少年院及び少年鑑別所の事務に従事する職員を除く。）の非常訓練に関すること。

四　刑務官の点検及び礼式に関すること。

3　警備対策室に、室長を置く。

4　［略］

（地域連携・社会復帰支援室及び保護調査官）

第十四条　更生保護振興課に、地域連携・社会復帰支援室及び保護調査官一人を置く。

2　地域連携・社会復帰支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）の規定による地方公共団体と連携した再犯の防止等に関する施策の推進に係るものの企画及び調整に関すること。

二　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係るものの企画及び調整に関すること。

3　地域連携・社会復帰支援室に、室長を置く。

4　［略］

3　資料調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さんを行う事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画すること。

二　国立国会図書館支部法務図書館に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画すること。

三　法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画すること。

（登記情報管理室及び登記情報センター室並びに民事調査官）

第七条　総務課に、登記情報管理室及び登記情報センター室並びに民事調査官一人を置く。

［同上］

6　民事調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

（企画官）

第十条　成人矯正課に、企画官三人を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

（社会復帰支援室及び保護調査官）

第十四条　更生保護振興課に、社会復帰支援室及び保護調査官一人を置く。

2　社会復帰支援室は、更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

［各号を加える。］

3　社会復帰支援室に、室長を置く。

4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。